

通商産業委員会議録第三十八号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小川 平二君 福田 一君

村上 勇君 高橋清治郎君

加藤 鐵造君 横田基太郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

五月十六日

委員田代文久君辞任につき、その補欠として横田基太郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十九日

輸出取引法案(内閣提出第二三九号)

同十六日 計量法の一部改正に関する請願(寺本齋君紹介)(第二七六七号)

同十九日 中小企業資金融通法制定促進に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三〇号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中不破三君紹介)(第二八三二一号)

小林アルコール工場存置に関する請願外十六件(小山長規君外三名紹介)(第二八九六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

パターの輸入問題に関する陳情書(北海道酪農協同会会長塩野谷平蔵)(第一八七一号)

臨時石炭鉱害復旧法案修正に関する陳情書(熊本県知事松井三郎外四名)(第一八七二号)

中小企業の危機打開対策に関する陳情書(三重県議会議長浜田正平)(第一八七三三三)

中小企業の技能者養成制度に対する国費助成金交付の陳情書(愛知地方労働基準審議会会長大山幸夫)(第一八七四号)

中小企業資金融通法制定に関する陳情書(今治市議会議長矢野米一)(第一八七五号)

電源開発促進に関する陳情書(今治市議会議長矢野米一)(第一八七六号)

公益事業としての電源開発促進に関する陳情書(鹿児島県議会議長米山恒治)(第一八七七号)

只見川電源開発流域変更案実施促進に関する陳情書外二件(新潟県佐渡郡町村会長角坂仁三外三名)(第一八七八号)

小丸川水系川原、石河内第二河発電所の昇格元に関する陳情書(宮崎県議会議長日高敏一)(第一八七九号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書

(北海道議会議長宮坂壽美雄)(第一八八〇号)

電力料金値上げ反対に関する陳情書(岸和田市議会議長青木見一郎)(第一八八一号)

宮崎県に特別電気料金制設定に関する陳情書(宮崎県議会議長日高敏一)(第一八八二二二)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

輸出取引法案(内閣提出第二三九号)

通商産業省設置法案に対する修正申入の件

○中村委員長 これより会議を開きます。

本日は、一昨日日本委員会に付託になりました輸出取引法案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。本閣政務次官。

輸出取引法案

輸出取引法

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 輸出取引の公正(第三條・第四條)

第三章 輸出業者の協定(第五條・第六條)

第四章 輸出組合(第八條・第九條)

第五章 雑則(第二十條・第三十二條)

第六章 罰則(第三十三條・第三十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、不正な輸出取引を防止し、及び輸出取引の秩序を確立し、もつて輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「不正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

一 仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害するべき貨物の輸出取引

二 虚偽の原産地の表示をした貨物の輸出取引

三 輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出

四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定めるもの

第二章 輸出取引の公正

(不正な輸出取引の禁止)

第三條 輸出業者は、不正な輸出取引をしてはならない。

(制裁)

第四條 通商産業大臣は、前條の規定に違反した輸出業者に対し、戒告することができる。

2 通商産業大臣は、輸出業者が前項の規定による戒告を受けた後一年以内に前條の規定に違反したときは、その輸出業者が当該違反行為が故意又は過失によるものでないことを証明した場合を除き、その輸出業者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

第三章 輸出業者の協定

(協定)

第五條 輸出業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除くため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について協定を締結することができる。

一 輸出貨物の価格が仕向地におけるその貨物と同種又は類似の貨物の価格に比して著しく低い

ため、仕向地における関係産業の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二 輸出貨物の価格が著しく変動し、仕向地の輸入業者が著しい損失を受け、又は受けるおそれがあるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となること。

三 輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限されているため、その貨物の輸出業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

輸出業者は、前項の認可を受け

て締結した協定を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、申請に係る協定又はその変更が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 その内容が第一項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものであること。
二 その内容が不当に差別的でないこと。

三 輸出取引の秩序の確立を著しく害するものでないこと。

(認可の取消等)

第六條 通商産業大臣は、前條第一項の認可をした協定(同條第二項の変更の認可をしたときは、その変更後のもの)が前條第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その協定を締結している者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならない。

(協定の廃止の届出)

第七條 輸出業者は、第五條第一項の協定を廃止しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章 輸出組合

(法人格)

第八條 輸出組合は、法人とする。

(原則)

第九條 輸出組合は、左の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

(名称)

第十條 輸出組合は、その名称中に輸出組合という文字を用いなければならない。

2 輸出組合でない者は、その名称中に輸出組合という文字を用いてはならない。

(事業)

第十一條 輸出組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 輸出業者の不正な輸出取引の防止
二 輸出業者の共通の利益を増進するための施設

2 輸出組合は、前項に定めるものの外、第五條第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

3 第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項に準用する。

(組合員の資格)

第十二條 輸出組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

- 一 輸出業者
- 二 輸出組合(発起人)

第十三條 輸出業者をもつて組織する輸出組合を設立するには、その組合員とならうとする三十人以上の輸出業者が、その他の輸出組合を設立するには、その組合員とならうとする二以上の輸出組合又は十人以上の輸出業者及び一以上の輸出組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第十四條 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を提出して、通商産業大臣に、設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする輸出組合が左の各号に適合しているときは、認可をしなければならない。

一 第九條各号の要件を備えていること。
二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄與するものであること。

(定款)

第十五條 輸出組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 組合員たる資格に関する規定
- 五 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 組合員の権利義務に関する規定

七 事業の執行に関する規定

八 役員に関する規定

九 会議に関する規定

十 会計に関する規定

十一 公告の方法

2 輸出組合の定款には、前項の事項の外、輸出組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

(定款の変更)

第十六條 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(合併)

第十七條 輸出組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(解散)

第十八條 通商産業大臣は、輸出組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。

一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。
二 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

2 通商産業大臣が輸出組合の解散を命じた場合における次條において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第八十八條の規定による解散の登記は、通商産業大臣の嘱託によつてする。

(準用)

第十九條 中小企業等協同組合法第三條第二項(住所)、第八條(登記)、第十一條から第十四條まで、第十九條(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで(設立)、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十八條から第四十二條まで(役員)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十五條まで(總會及び總代会)、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條(第二項第三号及び第五号を除く)、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十八條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第百三條まで(登記)並びに第百十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで(罰則)の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、第二十八條中「前條第一項の認証」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第三十一條、第四十八條及び第六十二條第二項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一條第一項第二号中「規約」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定、変更又は廃止」と、第六十二條第一項中

「五 事業の全部の譲渡」とあるのは「五 輸出取引法第十八條の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同條第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の拂込」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の繰口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「輸出取引法第十八條第二項」と読み替へるものとする。

第五章 雜則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外)

第二十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定は、第五條第一項若しくは第二項(第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ)又は第十一條第二項の認可を受けて正當な行為には、適用しない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な競争方法を用いること。
二 国内取引の一定分野における競争を実質的に制限することとなること。
三 次條第四項の規定による請求があつた後一月を経過したとき。(同項の請求に応じ、通商産業大臣が第六條)第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ)の規定による処分をした場合を除く。

(公正取引委員会等との関係)

第二十一條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項又は第十一條第二項の認可をし、又は公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 通商産業大臣は、第六條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二十條但書第一号又は第二号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送しようとするときは、通商産業大臣の意見をきかなければならない。

4 公正取引委員会は、第五條第一項の認可を受けて締結した協定(同條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)又は第十一條第二項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項(同條第三項において準用する第五條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)が第五條第三項第一号又は第二号

(これらの各規定を第十一條第三項において準用する場合を含む)に適合しなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第六條の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第二十二條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項、第十一條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項若しくは第十七條第一項の認可をし、又は第六條若しくは第十八條第一項の規定による処分をし、又は第二項の認可を当該処分に係る貨物(第十四條第一項、第十六條第一項又は第十七條第一項の認可の場合にあつては、認可に係る輸出組合の所屬員たる輸出業者の取扱に係る貨物)についての主務大臣の同意を得なければならない。

(輸出取引審議会)

第二十三條 通商産業省に、輸出入取引審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

第二十四條 通商産業大臣は、第二條第四号の政令の制定又は改廃の立案をし、又は審議会に諮問しなければならない。

2 審議会は、前項に掲げるものの外、この法律の運用に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じ答申し、又は通商産業大臣に建議する。

第二十五條 審議会は、会長一人及び委員五十人以内で組織する。

2 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び輸出入貿易に關し學識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第二十六條 学識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

第二十七條 会長及び委員は、非常勤とする。

第二十八條 会長は、審議会の会務を総理する。

第二十九條 第二十三條から前條までに定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(聽聞)

第三十條 通商産業大臣は、第四條第二項、第六條又は第十八條第一項の規定による処分をし、又は第二項の認可を当該処分に係る者に対し、相當な期間を置いて予告した上、公開による聽聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べ、意見を述べなければならぬ。

(不服の申立)

第三十一條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の不服の申立があつたときは、前條の例により公開の聽聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(報告)

第三十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者又は輸出組合から報告を徴することができる。

第六章 罰則

第三十三條 第四條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定による認可を受け、同項に規定する協定を締結した者

二 第五條第二項の規定に違反した者

三 第六條の規定による命令に違反した者

第三十五條 左の場合には、輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第三項の規定による認可を受け、同項に規定する組合員の遵守すべき事項を定めたとき

二 第十一條第三項において準用する第五條第二項の規定に違反したとき

三 第十一條第三項において準用する第六條の規定による命令に違反したとき

四 第十八條第一項の規定による命令に違反したとき

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條（第十一條第三項において準用する場合を含む）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十條第二項の規定に違反した者

三 第三十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するたため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない期間において政令で定める。

2 輸出品取締法（昭和二十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

3 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十條を次のように改める。

第五十條 削除

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次の

ように改正する。

第四條第一項中第二十三号の次に次の一号を加える。

第二十三の二 輸出業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

第二十四條第一項の表中

輸出入物資の買付及び配分	輸出入物資の買付及び配分
協議会に調査審議すること。	協議会に調査審議すること。

輸出入及び配分に関する重要事項を調査審議すること。	輸出入及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出振興並びに輸入物資の買付	輸出振興並びに輸入物資の買付
輸出振興並びに輸入物資の買付	輸出振興並びに輸入物資の買付

○本閣政府委員 ただいま議題となりました輸取出引法案の提案理由を御説明申し上げます。

平和條約の前文におきまして、わが国は「貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思」を宣言しておりますが、国際経済社会に復帰したわが国が、広く世界各國と正常な通商関係を回復し、貿易を擴大して行く上には、公正な国際慣行を遵守することが最も肝要であることは申すまでもありません。しかしながら、わが国の経済の特殊性からして、輸取出引がとかく過度の競争となり、仕向国の工業所有権等を侵害したり、あるいは仕向国の関係産業、または輸入業者に不安または損失を與えた事例もみられますので、国際的信用を高めるために、不公正な輸取出引を防止するとともに、輸取出引の秩序を確立するため、輸出業者の協定または輸出組合の設立を認めることが緊要なことと認められます。この法案は右の目的達成のために制定せんとするものでありまして、その主要点は、大要次の通りであります。

第一に、仕向国における工業所有権の侵害等の不公正な輸取出引を防止するとともに、その違反者に必要な制裁を科することになつております。

第二に、輸出価格が低いため、仕向国産業の利益を著しく害し、あるいは輸出価格が変動し、輸取出引の成立が困難となる場合等に限つて、輸出品の価格、品質、数量等について輸出業者の協定を認めることになつております。

第三に、民主的な輸出組合の設立を認めまして、その事業として、不公正な輸取出引の防止及び輸出業者の共通の利益増進のための業務を行わしめるほか、輸出業者の協定の場合と同趣旨で組合員の遵守すべき基準を決定し得ることとしたのであります。

第四に、前に申し述べました輸出品業者の協定及び輸出組合の決定については、独占禁止法及び事業者団体法の適用を除外することになつております。

第五に、通商産業省に諮問機関として輸取出引審議会を設置して、民間業界の意見を大いに取入れ、本法の運用の円滑を期することになつております。

これを要するに、長年わが国貿易業界がこぞつて奮闘してやまなかつたことが、内外の諸情勢を考慮してつくられたこの法案の成立によつて実現されることになり、わが国の公正にしてかつ秩序ある輸取出引を促進し、国際的信用を高め、輸出貿易の増進に役立つことを確信しております。

以上がこの法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○中村委員長 以上をもつて政府の提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は次会において行うことといたします。

今澄委員より発言を求められておりますので、この際これを許します。今澄君。

○今澄委員 この際当通産委員会としては、内閣委員会に出ています通商産業省設置法案に対して、ぜひ意思表示をする必要があるのではないかと私は思ふのであります。その理由は、中小企業者に最も責任を持つ官庁である中小企業庁を内局に移管するという機構改革案になつておられるけれども、私どもが全国の中小業者の現状を見ると、中小企業庁をその守り本尊の役所としてますます擴充強化しなければならぬときに、当通産委員会の審議をよそにして、内閣委員会だけでこれが削除をするというところは、まことに大きな問題であると思ひます。よつて当通産産業委員会、この行政機構改革の中で、少くとも通商産業省の中において、中小企業庁はこれを現在のところ存置せしめて、まず中小企業行政を擴充強化して行くという点において意思表示すべきものであると私は思ひます。よつて中小企業庁存置に関する決議をこの委員会で行い、通商産業委員長より内閣委員長に対して強力にこれを申入れられるというところを、私はここに提案する次第であります。

○中村委員長 ただいまの今澄委員の御提案のごとく内閣委員会に申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○中村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

（異議なしと呼ぶ者あり）

○中村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会